指定管理施設における電気調達先の選定について

・　令和５年度に指定管理者を更新する施設については、募集要項　第７の７のとおり、電気調達は県で電気事業者を一括入札により選定し、電気事業者と県が契約を締結することとしておりましたが、現時点において、燃料情勢等により一括入札による契約締結の見通しが立っていないことから、指定管理施設の電気調達にあたっては、指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結していただく必要がございます。

・　指定管理者指定申請を行う際は、別添様式変更後の収支計画書の提出をお願いします（支出\_管理費\_光熱水費について、電気料分とそれ以外に分けて記載）。

※　なお、今後、燃料情勢の好転等により、電気料の削減が見込まれるなど、県が県有施設の一括入札による電気調達の契約を行うことが適切と県が判断した際は、指定管理者（又は指定管理候者）に対し、別途、入札参加の協議をさせていただく予定です。